

関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則一部改正

2011年5月7日に開催された2011年度定期総会（会場：帝京平成大学）において、会則が一部、改正となりました（改正欄の下線部）。

関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会 会則一部改正（案）

改 正（案）	現 行
	<p>第4条（会員）</p> <p>本会は、教職課程を設置している関東地区私立大学をもって組織する。</p> <p>会員校は、原則として輪番により幹事校の責務を果たす。</p>
<p>第5条(入会・退会)</p> <p><u>本会に入会を希望する大学は、別に定める入会申込書を本会会長宛に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 会員校が本会を退会しようとする時は、当該年度末までに、別に定める退会届を本会会長宛に提出するものとする。</u></p>	<p>【新 設】</p>
<p>第6条（機関）</p>	<p>第5条（機関）</p> <p>本会に次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総会 2. 幹事校会 3. 会長校・会長および事務局 4. 会計監査
<p>※以下、<u>第7条～13条</u></p>	
<p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この会則は、1988年4月1日から実施する。 (2) この会則は、1990年4月1日から実施する。 (3) この会則は、1994年4月1日から実施する。 (4) この会則は、1996年4月1日から実施する。 (5) この会則は、1999年4月1日から実施する。 	<p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この会則は、1988年4月1日から実施する。 (2) この会則は、1990年4月1日から実施する。 (3) この会則は、1994年4月1日から実施する。 (4) この会則は、1996年4月1日から実施する。 (5) この会則は、1999年4月1日から実施する。

<p>(6) この会則は、2006年4月1日から実施する。</p> <p>(7) この会則は、2008年4月1日から実施する。</p> <p>(8) この会則は、2009年4月1日から実施する。</p> <p><u>(9) この会則は、2010年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(6) この会則は、2006年4月1日から実施する。</p> <p>(7) この会則は、2008年4月1日から実施する。</p> <p>(8) この会則は、2009年4月1日から実施する。</p>
--	---